バラスト水管理条約案の概要

1. 条約の目的

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理を通じて、有害な水生生物及び病原体の移動により生じる環境、人間の健康、財産及び資源への危険を防ぎ、最小化し及び最終的に除去すること、管理から生じる望ましくない影響を避けること及び関連する知識及び技術の発達を促進することを目的としている。

2. 条約の適用船舶

他国の管轄する水域への航海に従事する船舶(ただし、バラスト水を積載しない船舶、 軍艦などを除く。)

3. 船舶に対する主な規制内容

(1) バラスト水管理の実施の義務

船舶は、「バラスト水管理」を実施しなければならない。「バラスト水管理」の内容は、船舶の建造日及びバラスト水を積載することのできるタンク容量により4つのカテゴリーに分けられる。

① [2009 年]⁴[条約発効日以降 3 年を経過した日]前に建造され、かつ、バラスト水を積載することのできるタンク容量が 1500 ㎡~5000 ㎡の船舶:

[2009年][条約発効日以降3年を経過した日]以降の最初の定期的検査の日までに「バラスト水交換基準」5又は「バラスト水性能基準」6のいずれかを満足し、[[2014年]][条約発効日以降8年を経過した日]までに「バラスト水性能基準」を満足すること]

② [2009 年][条約発効日以降 3 年を経過した日]前に建造され、かつ、バラスト水 を積載することのできるタンク容量が 1500 ㎡未満又は 5000 ㎡を超える船舶:

[2009年][条約発効日以降3年を経過した日]以降の最初の定期的検査の

^{4 []}は、今次会合では結論が出なかったので、最終的に外交会議で審議して決定することを意味している。

⁵可能な限り陸地から 200 海里以遠及び 200m以上の水深の海域、ただし、いかなる場合も[最も近い陸地から[12 海里][50 海里]][200m以上の水深]の海域で、バラスト水の 95%以上を交換する。

 $^{^{6}80\,\}mu\,\mathrm{m}$ 以上の大きさの生物が[1][100]個/m3 未満、かつ、 $10{\sim}80\,\mu\,\mathrm{m}$ の生物が[1][10][100]個/m1 未満、かつ、 $100\,\mathrm{m}$ 1 中、病毒性コレラ菌O 1 及びO 1 3 9 が $100\,\mathrm{m}$ 1 中に 1 個未満、病原性腸内細菌が[250][500]個未満、大腸菌が [100][200]個未満であること。

日までに「バラスト水交換基準」又は「バラスト水性能基準」のいずれかを満足し、[[2016 年]][条約発効日以降 10 年を経過した日]までに「バラスト水性能基準」を満足すること]

③ **[2009** 年][条約発効日以降 **3** 年を経過した日]以降に建造され、かつ、バラスト 水を積載することのできるタンク容量が **5000** ㎡を超えない船舶:

「バラスト水性能基準」を満足すること

④[2009年][条約発効日以降 3 年を経過した日]以降に建造され、かつ、バラスト水 を積載することのできるタンク容量が 5000 ㎡を超える船舶

> [2011年][条約発効日以降5年を経過した日]以降の最初の定期的検査の 日までに「バラスト水性能基準」を満足すること

(2) バラスト水管理計画とバラスト水管理記録簿の作成・保持義務

具体的なバラスト水管理の計画を記載した文書(「バラスト水管理計画」)で主管庁の承認を受けたものと、バラスト水の排出作業等を記録する文書(「バラスト水管理記録簿」)を作成し、船内に保持しなければならない。

(3) 検査

総トン数**400**トン以上の船舶は、その構造、設備等について旗国の検査を受けなければならない。なお、検査に合格した船舶に対して、締約国は、国際バラスト水管理証書を発給する。

(4) 寄港国での監督

船舶は、締約国の港等において証書、バラスト水管理記録簿の確認及び I MOの定めるガイドラインに従ったサンプリングが行われる。

4. その他

(1) 沈殿物受入施設

締約国は、バラスト水タンクの清掃又はタンクの修理作業を行う港等において、沈 殿物を陸揚げするための受入施設をできるだけ整備する。

(2) モニタリング

締約国は、管轄区域内のバラスト水管理の実行及び影響をモニタリングするよう努力する。

(3) 基準の見直し

IMOは、技術の進展を踏まえて少なくともバラスト水性能基準の効力が生じる3年前までには基準の見直しを実施する。